

第2回長野県特定家畜伝染病（豚コレラ）防疫対策本部会議

日時：平成31年2月8日（金）16:30

場所：県庁 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 経過

(2) 防疫措置

ア 養豚農家等への防疫対策の周知徹底

イ 殺処分・埋却等の緊急的措置の実施

(3) 今後の対応

ア 防疫対策の強化

イ 風評被害対策

ウ 養豚農家等への経営支援対策

エ 国へ対する要請

オ 防疫業務に当たった職員等のケア対策

4 閉 会

(1) 経過

2月5日(火)

- 11:50 愛知県庁から長野県庁へ第一報
豚コレラ疑いの農場から上伊那郡宮田村内の養豚場に子豚 80 頭が出荷
- 12:10 当該農家に豚搬入確認、他者の養豚場立入り禁止と入口制限指示
- 12:40 当該養豚場から松本市内のと畜場に 38 頭出荷確認、と畜業務の自粛要請
- 17:00 PCR 検査(松本家保)開始(と畜場 38 頭分、養豚場 80 頭分)
- 19:15 長野県特定家畜伝染病防疫対策庁内連絡会議の開催

2月6日(水)

- 7:50 PCR 検査で陽性確認(養豚場 79 頭陽性、と畜場 12 頭陽性)
- 8:00 農水省との協議を経て、疑似患畜決定(養豚場 2,444 頭、と畜場繋留 38 頭)
- 10:00 「第 1 回長野県特定家畜伝染病防疫対策本部会議」開催・防疫措置の指示
- 10:22 陸上自衛隊に対し災害派遣を要請
- 11:46 松本市のと畜場の殺処分開始
- 13:25 松本市のと畜場の殺処分完了
- 14:10 宮田村の養豚場の殺処分開始

2月7日(木)

- 9:30 宮田村の養豚場の殺処分完了
- 〃 長野県特定家畜伝染病防疫対策庁内連絡会議の開催

2月8日(金)

- 9:00 陸上自衛隊に対し撤収を依頼
- 16:00 「第 2 回長野県特定家畜伝染病防疫対策本部会議」開催
- 17:00 (予定) 宮田村の養豚場の防疫措置完了
- 〃 (予定) 松本市のと畜場の防疫措置完了・と畜業務の自粛要請の解除

豚コレラ防疫措置に御協力いただいた組織・団体

○防疫措置の現場対応

- ・陸上自衛隊第 13 普通科連隊 ・宮田村 ・上伊那広域連合 ・松本市
- ・長野県獣医師会 ・長野県農業共済組合(NOSAI 長野)
- ・上伊那農業協同組合(JA 上伊那) ・長野県建設業協会 ・長野県食肉公社

○防疫措置に必要な資機材等提供

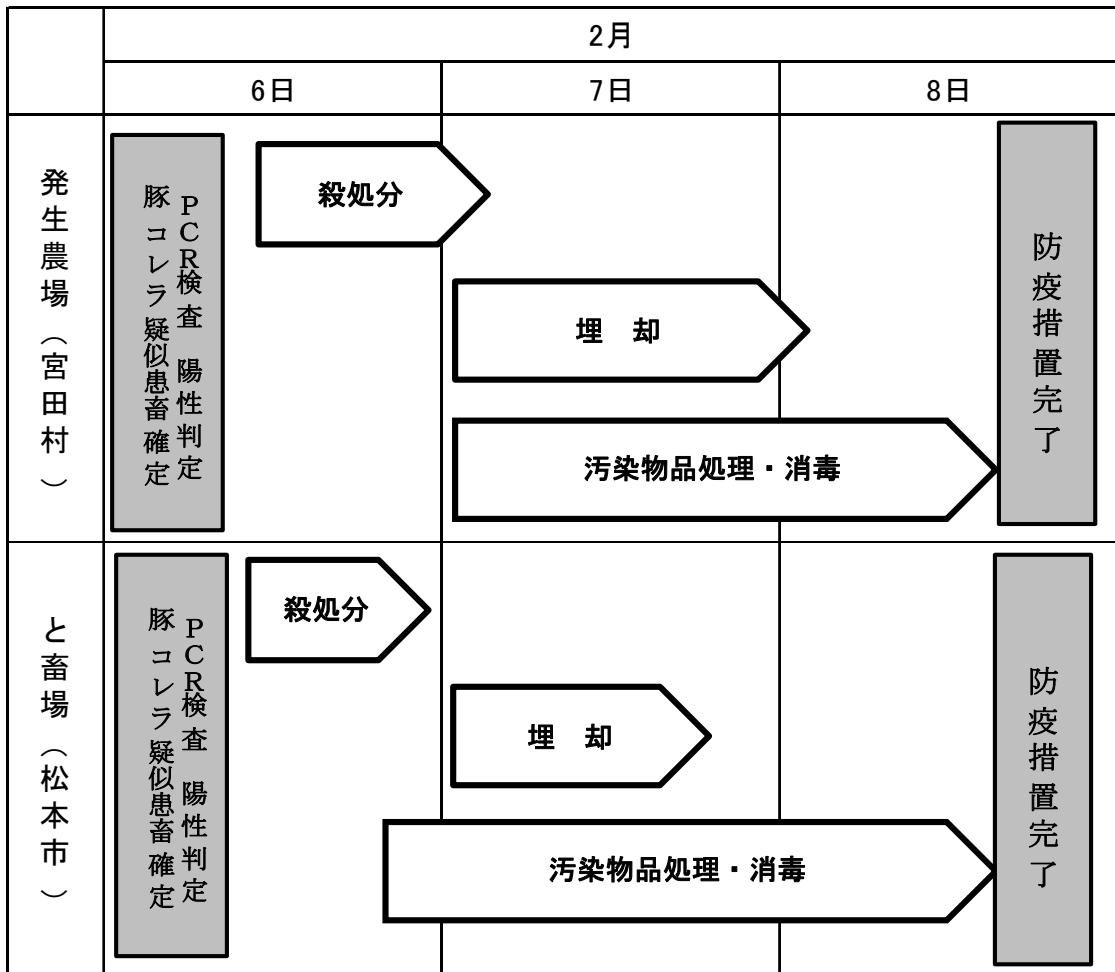
- ・長野県高圧ガス協会 ・長野県動物医薬品機材協会 ・長野県バス協会
- ・農林水産省動物検疫所 など

(2) 防疫措置

ア 養豚農家等への防疫対策の周知徹底

- ・長野県畜産広報「家畜衛生情報」を県内の養豚農家等にメール、FAXで通知
H31.2.6 「県内で豚コレラの疑似患畜発生！」
養豚場への石灰散布や野生動物の侵入防止対策、異常豚の早期発見・通報などの防疫対策の徹底を依頼

イ 殺処分・埋却等の緊急的措置の実施



〔防疫作業への動員状況〕

2月6～8日までの3日間累計（第7陣までの速報値）： 900人

（単位：人）

	県職員	自衛隊	市町村職員	獣医師会	J A・ 建設業協会	合計
発生農場	359	280	81	35	43	798
と畜場	90	—	2	—	10	102
計	449	280	83	35	53	900

家畜衛生情報

平成 31 年 2 月 6 日
(通算第 339 号)
問い合わせ先
長野県庁園芸畜産課
電話 026-235-7232

県内で豚コレラの疑似患畜発生！

平成 31 年 2 月 6 日、愛知県豊田市の養豚農場で豚コレラが確認されました。その農場から、当県の養豚農場にも豚が搬入されていました。その豚を検査したところ、遺伝子検査陽性が確認され、疑似患畜となり、殺処分等の防疫措置を実施します。

飼養衛生管理基準の遵守状況を再確認し野生動物の侵入防止を図るとともに、異常豚や異常いのししの早期発見・通報を徹底してください。

愛知県の発生農場の概要

発生概況	発生農場：愛知県豊田市 養豚農場 6,630 頭（繁殖豚 1,030 頭、肥育豚 5,500 頭） 関連農場：愛知県田原市 養豚農場 1,000 頭（肥育豚 1,000 頭）
経緯	・ 2 月 4 日、当該農場から家畜保健衛生所へ異常通報あり、立入検査を実施 ・ 2 月 6 日、国の検査により、患畜決定

当県の農場の概要

発生概況	農場：長野県上伊那郡宮田村 養豚農場 2,444 頭（肥育豚 2,444 頭）
経緯	・ 2 月 5 日、発生農場から肥育豚 80 頭を搬入、松本市にあると畜場へ 38 頭出荷 ・ 2 月 5 日、伊那家畜保健衛生所で農場の立入検査を、松本家畜保健衛生所でと畜場の立入実施 ・ 2 月 6 日、松本家畜保健衛生所の遺伝子検査で陽性を確認 国との協議により、疑似患畜と決定

今後の予定

- 2 月 6 日：農場の飼育豚及びと畜場で係留中の豚の殺処分開始
2 月 7 日：殺処分終了予定
2 月 9 日：消毒・埋却等防疫措置終了予定

豚コレラは、豚やいのししの病気であり、人には感染しません。また、食品安全委員会によると仮に豚コレラに係った豚やいのししの肉等を食べても人体に影響はないとされています。

このような症状があったら通報を！

- ① 発熱、元気消失、食欲減退 ② 便秘、下痢 ③ 結膜炎（目やに）
④ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん ⑤ 耳翼、下腹部または四肢等の紫斑
⑥ 削瘦、被毛粗剛 ⑦ 死流産（複数頭） ⑧ これらの症状を伴う死亡

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁園芸畜産課	026-235-7232

(3) 今後の対応について

ア 防疫対策の強化

① 養豚農家等への防疫対策の周知徹底

- ・ 豚コレラに関する防疫対策についてのチラシを作成し、県内養豚農家全戸に対し、メール、FAX等により伝達
- ・ 家畜保健衛生所、農業改良普及センターに相談窓口を設置し、ミニブタなど愛玩動物等を飼養されている方々からの防疫対策等に係る相談に対応

② 監視対象農場の設定

県内の養豚農場（17農場）を監視対象とし、臨床検査及びモニタリング検査を実施するとともに、当面の間の移動自粛を要請

③ 消毒ポイントの設置

- ・ 対象車両： 畜産関係車両
- ・ 実施期間： 防疫措置完了後28日間
- ・ 設置場所： 発生農場から3km圏内に2か所

④ 野生いのししの監視体制の強化

- ・ 発生農場周辺におけるいのししへの感染状況の確認
発生農場から半径10km以内の区域における死亡野生いのしし及び捕獲野生いのししの抗原検査及び抗体検査を防疫措置完了後28日間実施（野生いのししの拡散防止のため、同区域内での銃・犬による狩猟自粛（2/9～2/15）を長野県猟友会に要請）
- ・ 新たな監視強化区域の設定による死亡野生いのしし個体の監視体制の強化（監視強化区域：上伊那・松本・木曾・南信州地域）
- ・ 養豚農場へのいのししの侵入防止対策の徹底
野生いのししの侵入防止を図るための電気牧柵等への支援を実施

イ 風評被害対策

① 県民への正確な情報の周知

- ・ 県HPによる情報発信
- ・ 報道機関との連絡調整、ブリーフィング等の適切なパブリシティ

② 食や生活環境等に対する不安の解消

- ・ 保健福祉事務所に相談窓口を設置し、一般県民の不安の払拭
- ・ 県内と畜場への衛生指導の実施

③ 地域経済への影響緩和

- ・ 県内の小売流通、食肉加工・販売、レストラン等の事業者に対し、売上減少や当面の資金調達に利用できる制度資金等の周知

ウ 養豚農家等への経営支援対策

- ・ 家畜保健衛生所、農業改良普及センターに相談窓口を設置
- ・ 当該農家への経営の安定を図るため、制度資金の活用などにより支援

エ 国への要請

- ・ 感染拡大防止対策の徹底
- ・ 今後の防疫業務に係る人的及び財政支援

オ 防疫業務に当たった職員等のケア対策

- ・ 防疫作業に当たった農場関係者や県・市町村職員等の心身のケアをするための相談窓口を設置

[相談窓口]

農場関係者、市町村・J A職員、一般県民等：伊那保健福祉事務所のほか
各保健福祉事務所

県職員：職員課、保健厚生課